



危険なブロック塀等の除却に対する補助について

市内 45 の市立小学校の通学路に面する住宅等の補強コンクリートブロック塀等の点検調査をし、集計した結果、倒壊の危険性があると判断できないものの、ひび割れや破損、傾斜等があった塀が「608カ所」ありました。これにより本市では危険コンクリートブロック塀等の除却を行う者に対し、要綱を整備し、8月30日から補助金の申請の受付を開始いたします。

この要綱の特色といたしましては、時限措置を設けているところです。

対象地域を、市内全域とし、「道路」に面する危険コンクリートブロック塀等を基礎から除却する際の、費用の一部を補助するもので、補助額は、除却に要する経費の合計額または危険コンクリートブロック塀等の長さに1メートル当たり15,000円を乗じて得た額のうちいずれか少ない額とし、上限額を200,000円としております。

次に時限措置でございますが、期限付きで特定の範囲と施設を特化し、補助金額に違いを持たせております。

本年度と平成31年度の期間に限り、「通学路に面する部分」と「市内の私立幼稚園・保育園等」は、補助基準同様の除却をする際の、費用の一部を補助する額の上限額を撤廃するものです。

予算措置といたしましては、本年度の既存建築物耐震診断・改修促進事業の助成業務の予算2,005万円の枠内で対応いたします。

また、今後の市民への周知方法といたしましては、

- ・松戸市ホームページの掲載を8月28日を予定。
- ・広報まつど9月1日号の掲載を予定。
- ・町会・自治会の回覧は、9月中発送予定で調整させていただいております。

添付資料

「危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金のご案内」

【問い合わせ先】

街づくり部建築指導課

☎047-366-7368

危険コンクリートブロック塀等 対策事業補助金のご案内



松戸市

平成30年度版

松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業要綱の概要

地震発生時におけるコンクリートブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なコンクリートブロック塀等の除却費用の一部について補助を行います。

1.申請受付期間

平成 30 年 8 月 30 日(木)～12 月 25 日(火)

ただし、平成 31 年 2 月 15 日(金)までに除却工事が完了する見込みがあるものに限りです。

<注意事項>

- 補助金を受けるにあたっては、建築指導課と**事前協議**が必要となります。
- 除却工事に係る契約を締結する前に、必ず補助金交付申請書を提出してください。**
- 申請後の審査には期間を要しますので、余裕を持った計画を立ててください。

2.補助対象となる危険コンクリートブロック塀等

市内にあるコンクリートブロック塀等で、以下のすべてに該当するものとなります。

- 1.道路に面していること。
- 2.地震によって倒壊した場合において、市民の生命、身体を害し、又はその敷地に接する道路等の通行を妨げ、市民の円滑な避難等を困難とさせるおそれがあると認められたもの。

3.補助対象者

以下のすべてに該当する者となります。

- 1.危険コンクリートブロック塀等を所有していること。
- 2.既にこの要綱又はこの要綱と同趣旨の補助金の交付を受けていないこと。
- 3.土地又は建物の販売を目的としていないこと。
- 4.市税を滞納していないこと。

4.補助金額

除却工事に要する経費

ただし、ブロック塀等の長さに1メートル当たり

15,000円を限度とし上限額 200,000円

<特例基準>

- 1.通学路に面する部分
- 2.市内の私立幼稚園・保育園等
- 3.平成30年度～31年度の2ヶ年については上限額はなし。

<お問い合わせ>

松戸市街づくり部建築指導課

TEL047-366-7368

5.手続きの流れ

